重　要

２０１１年（平成２３年）４月

新規登録弁護士雇用企業各位

東 京 弁 護 士 会
会　長　　竹 之 内　　明
第一東京弁護士会
会　長　　木津川　迪洽
第二東京弁護士会
会　長　　澤 井　　英 久

東京三弁護士会新規登録弁護士研修について（協力依頼）

【新規登録弁護士研修制度の趣旨・目的】

東京三弁護士会では、日弁連の「新規登録弁護士研修ガイドライン」に基づき、新規登録弁護士研修を実施しております。本研修は、登録１年未満の弁護士に対し、基礎的分野から専門的分野までの多様な集合研修と法律相談や国選・当番弁護等の実務研修等を行うことにより、弁護士としての水準の維持と向上を図り、複雑化・国際化した社会の多様なニーズに対応した業務範囲の拡大と専門化の要請に応える弁護士を養成することを目的とするものです。さらには真に人権感覚及び市民感覚を身につけた法曹養成を目指した研修弁護士制度や法曹一元制度をも展望するものと位置づけられています。

【新規登録弁護士研修の概要】

研修内容の細目については三つの弁護士会の間で若干の差異はありますが、**履修が会則上の義務とされている点（不履行の場合には懲戒対象となることがあります）、新規登録弁護士を雇用する弁護士にも研修協力義務を課している点などの骨格において共通しています。また、各会で実施する新規登録弁護士研修への参加を義務付けている点も東京三弁護士会で共通です。**

東京三弁護士会が本年度実施予定の研修の概要やスケジュール等の詳細は、本書面に添付されている各会の説明資料をご参照下さい。

【雇用企業の協力のお願い】

上記のとおり、東京三弁護士会では、新規登録弁護士を雇用する弁護士にも会研修協力義務を課しておりますところ、新規登録弁護士を雇用する企業に対しましても新規登録弁護士が義務研修を充分履修することが出来るよう協力をお願いしております。

雇用する企業にとりましても、新規登録弁護士が義務研修を充分履修することは極

めて重要なことでありますので、所属会の如何を問わず、新規登録弁護士が所属する弁護士会及び連合会が行う新規登録弁護士研修を履修するよう指導し、ご協力下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。

【新規登録弁護士研修協力確認書提出のお願い】

東京三弁護士会への入会申込の際には、雇用企業から「新規登録弁護士研修協力確認書」を新規登録弁護士を通して提出して頂くことになっています。この確認書は、新規登録弁護士研修への指導・協力をして頂くことを確認するための資料として提出をお願いするものです。

新規登録弁護士（予定者）に事前に「新規登録弁護士研修協力確認書」の用紙を持参させますので、貴社において新規登録弁護士研修への指導・協力担当者を定め、当該用紙に署名捺印のうえ、新規登録弁護士に渡して下さい。確認書は、入会の際に新規登録弁護士自身が登録する会に提出することになっています。

各位には本研修制度の趣旨をご理解のうえ、何とぞご協力下さいますようお願い申しあげます。

以　上

【添付資料】

１．各会の研修概要及びスケジュール

２．新規登録弁護士研修協力確認書